

地方独立行政法人市立吹田市民病院

旧医師公舎跡地等売却 の御案内

〔一般競争入札〕

| | |
|--------|--|
| 入札受付期間 | 令和元年10月24日（木）午前9時から 令和元年10月29日（火）午後5時まで 受付は、市立吹田市民病院 病院総務室までお越しください。 (受付は持参のみで、郵送、メール等は不可です。) |
|--------|--|

入札の参加を希望される方は、本書をよくお読みのうえ、
内容を十分把握されたいと御参加ください。

(地独) 市立吹田市民病院 病院総務室

電話 06-6387-3311 (代表)

<https://www.suitamhp.osaka.jp>

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1 売却物件及び一般競争入札実施の概要 | 1 |
| 第2 主な手続きの流れ | 2 |
| 第3 旧医師公舎跡地等売却一般競争入札実施要項 | 4 |
| 1 参加資格 | 4 |
| 2 入札保証金 | 4 |
| 3 情報配信登録 | 5 |
| 4 現地の確認 | 6 |
| 5 質問及び回答 | 6 |
| 6 入札参加方法等 | 6 |
| 7 開札 | 8 |
| 8 契約の締結 | 9 |
| 9 契約保証金及び売買契約書に定める義務の履行 | 10 |
| 10 売買代金の残金納入方法 | 10 |
| 11 所有権の移転及び土地・建物の引渡し | 10 |
| 12 その他の注意事項 | 10 |
| 13 土地等売買契約書（案） | 13 |
| 14 物件調書 | 16 |
| 第4 各種様式 | 21 |
| （様式1）情報配信登録書 | 23 |
| （様式2）一般競争入札参加申込書 | 25 |
| （様式3）入札保証金納付確認書請求書兼口座振替依頼書 | 27 |
| （様式4）誓約書 | 31 |
| （様式5）委任状 | 33 |
| （様式6）入札書 | 35 |

第1 売却物件及び一般競争入札実施の概要

| 所在地番 (住居表示) | 地目 ・ 数量 | 最低売却価格 | 現地見学会 |
|--|-----------------------------|--|--------------------------------|
| 吹田市朝日が丘町1268番6 (朝日が丘町17番街区) *現況建物付 | 宅地 826.26 m ² | 135,000,000 円 (令和元年8月1日時点 鑑定評価額) | 令和元年 9月17日(火) 午前10時～午後3時 |

- 物件の売買契約書の書式は、13ページから15ページに、
物件の概要については、16ページから20ページに記載しております。
- 情報配信登録書、入札参加申込書、入札書等必要書類は、23ページから35ページにあります。用紙をはずしていただくか、コピーをお取りいただき、必要事項の記入、押印のうえ、入札受付期間内に市立吹田市民病院 病院総務室（3階）までお持ちください。
- 入札の際には、入札する金額の100分の5以上の入札保証金が必要です。
入札受付前に指定の口座にお振込みいただくか、担保として小切手を提供してください。（吹田市入札参加資格者名簿に登録されている者であるときは免除）
- このパンフレットは、市立吹田市民病院 病院総務室（3階）において配布しております。
- このパンフレットの情報は、
病院のホームページ (<https://www.suitamhp.osaka.jp>) においても御覧いただけます。

第2 主な手続きの流れ

※ 入札保証金、契約保証金納付方法及び売買代金の支払方法につきましては、4ページ以降の実施要項をよくお読みください。

| | |
|---|--|
| <p>1 入札の公告・旧医師公舎跡地等売却の御案内（パンフレット）の配布</p> <p>（4ページに詳細）</p> | <ul style="list-style-type: none">▽ 令和元年9月2日付けの公告により公表します。▽ パンフレットは、市立吹田市民病院 病院総務室（3階）において配布しています。ホームページからもダウンロードできます。▽ 配布期間：令和元年9月2日（火）から10月25日（金）まで （土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで） |
| ↓ | |
| <p>2 情報配信登録</p> <p>（5ページに詳細）</p> | <ul style="list-style-type: none">▽ 入札参加を検討されている方皆さまに、情報配信登録をしていただきます。▽ <u>登録がないと入札に参加できませんので御注意ください。</u>▽ 情報配信登録期間：令和元年9月2日（月）から10月25日（金） 午後5時まで |
| ↓ | |
| <p>3 現地見学会</p> <p>（6ページに詳細）</p> | <ul style="list-style-type: none">▽ 日時：令和元年9月17日（火）午前10時から午後3時まで （出入り自由） |
| ↓ | |
| <p>4 質問及び回答</p> <p>（6ページに詳細）</p> | <ul style="list-style-type: none">▽ 質問提出にはあらかじめ情報配信登録が必要です。▽ 質問受付締切後に情報配信登録をされた方も、回答の閲覧は可能です。▽ 質問受付締切：令和元年9月25日（水）午後5時まで 質問回答：令和元年10月15日（火） |
| ↓ | |
| <p>5 入札参加受付及び入札の実施 （持参のみ）</p> <p>（6～8ページに詳細）</p> | <ul style="list-style-type: none">▽ 入札に参加するには、情報配信登録及び入札保証金の納付が必要です。▽ 入札参加前に、あらかじめ指定の口座に振込む方法で、入札保証金（入札する金額の100分の5以上の金額）を納付してください。または担保として小切手を提供してください。（吹田市入札参加資格者名簿に登録されている者であるときは免除）▽ 受付期間： 令和元年10月24日（木）から令和元年10月29日（火）まで 土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで▽ 受付場所：市立吹田市民病院 病院総務室（3階） 吹田市岸部新町5番7号 電話番号 06-6387-3311（代表） |



| | |
|------------------------------------|---|
| <p>6 開札 (8～9ページに詳細)</p> | <ul style="list-style-type: none">▽ 日時：令和元年10月30日(水) 午後3時30分▽ 場所：市立吹田市民病院 講堂(1階) |
|------------------------------------|---|



| | |
|--|--|
| <p>7 契約の締結 (9～10ページに詳細)</p> | <ul style="list-style-type: none">▽ 令和元年11月11日(月)から 令和元年11月13日(水)まで▽ 契約締結日までに契約保証金(契約金額の100分の10以上の金額と入札前に納付済みの入札保証金の差額)を納付してください。 |
|--|--|



| | |
|---|---|
| <p>8 売買代金の残金支払い 所有権移転登記 (10ページに詳細)</p> | <ul style="list-style-type: none">▽ 残金の支払期限：令和元年11月29日(金)まで▽ 売買代金完納確認後、病院から落札者に、所有権移転及び所有権移転登記に必要な書類一式を引渡します。▽ 落札者は、所有権移転及び引渡しがあった後に、速やかに所有権移転登記の手続を行うものとし、登録免許税等所有権移転に要する費用は、落札者の負担とします。 |
|---|---|

第3 旧医師公會跡地等売却一般競争入札実施要項

1 参加資格

(1) 個人及び法人。(市内、市外を問いません。)

落札された場合は、入札書の入札者欄に記載された方が売買契約における買受人となります。

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する者は入札に参加できません。

ア 成年被後見人、契約締結の同意を得ていない被保佐人及び被補助人、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者、契約締結のために親権者の同意を得ていない未成年者など、入札に係る契約を締結する能力を有していない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 固定資産税又は市区町村民税若しくは都道府県民税を賦課されている場合にあっては、その全部又は一部につき現に滞納している者。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められたため、吹田市において競争入札参加資格制限を現に受けている者

※（地方自治法施行令第167条の4第2項条文）

普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(カ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

オ 吹田市暴力団の排除等に関する条例の規定に該当する暴力団及びその関係者

カ エの者が事実上経営に参加していると認められる法人

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体に該当する者

2 入札保証金

(1) 入札受付前に、入札する金額の100分の5以上（円未満切り上げ）の入札保証金の納付が必要です。（最低売却価格の100分の5ではありませんので、あらかじめ入札しようとする金額を考慮しておいてください。）

入札保証金の納付は、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手の担保の提供をもって代えることができま

す。

入札に参加する者が吹田市入札参加資格者名簿に登録されている者であるときは、入札保証金の納付を免除します。

(2) 入札保証金の納付方法

下記口座への振込みにより納付してください。

三井住友銀行 あじさい支店 普通 4099209

チドク) シリツスイタシミンビョウインリジチョウトクダイクロウ

(3) 落札者が令和元年11月13日(水)までに契約を締結しない場合は、既納の入札保証金は市立吹田市民病院に帰属します。また、落札者が本要項第3の1に定める入札に参加する者に必要な資格を有しないことが判明し、失格した場合も同様とします。

(4) 落札者を除いた入札者には、開札終了後必要な事務手続を経て速やかに、あらかじめ入札者が指定する金融機関の口座(入札者名義の口座に限る。)に振込みの方法で返還します。小切手の提供であった場合は、現物を返還します。返還する入札保証金には利息を付しません。

(5) 落札者が納入した入札保証金は、売買契約締結と同時に契約保証金の一部又は全部に充当します。

3 情報配信登録

(1) 入札に参加するためには、情報配信登録が必要です。(登録がないと入札に参加できません。)

(2) 入札を検討されている方皆さまに登録をしていただくものですので、早めの手続きをお願いします。

登録された方は、質問提出、回答閲覧(質問提出の有無に関わらず可)、資料の請求、必要時における当院からの通知の受け取りができます。

(3) 資料の請求について

情報配信登録をいただいた方には、物件の地積測量図、公図、登記事項証明書、建物図面、竣工図面等を情報配信登録のあるメールアドレスに電子メールで送付します。

(4) 情報配信登録方法

ア又はイの方法で登録してください。

ア 質問回答、資料の請求等の送付希望メールアドレスから、病院総務室のメールアドレス宛に電子メールを送信してください。

件名を「医師公舎跡地情報配信登録」とし、本文に「所在地」「法人名(個人の場合は記載不要)」「代表者名(個人の場合は氏名)」「担当者所属」「担当者氏名」「電話番号」「ファックス番号」「電話番号」を記載してください。

不着等の事故を防ぐため、電子メール送信後、電話で送信の旨を連絡してください。

病院総務室 shomu@mhp.suita.osaka.jp

06-6387-3311(内線5350、5353)

イ 情報配信登録書を病院総務室に提出してください。

提出は持参のみとし、病院総務室及び現地見学会場で受け付けます。

(5) 情報配信登録受付期間

令和元年9月2日(月)から10月25日(金)午後5時まで

(6) 留意事項

ア 質問は、別途設けている期限までに質問書を提出してください。(詳細は6ページ)

イ 情報配信メールを着信したら、確認した旨、返信をお願いします。

4 現地の確認

(1) 現地見学会（雨天決行）

令和元年9月17日（火）午前10時から午後3時まで

ア 事前申込みは不要ですので直接現地にお越しください。

イ 出入りは自由です。現地で職員が待機しておりますので受付を済ませて見学してください。

ウ 配信した資料をお持ちください。

エ 見学会当日の説明及び質問への回答はいたしません。

オ 建物内部の確認をしていただくため、建物に立ち入ることができます。現場には暗いところがありますので、各自懐中電灯等を御持参ください。なお、建物等を損傷する調査行為は禁止します。

カ 現地には駐車場を設けておりませんので、御注意ください。

キ 見学会当日以外の現地開放はいたしません。

(2) 物件は現状有姿のままです。必ず事前に現地の確認をしてください。

見学会に不参加の場合も入札には参加できますが、現地での確認事項について全て了解しているものとみなし、この件に関する不服の申出等はできません。また、市立吹田市民病院は入札者が入札手続及び売買物件の状況について全て認識したうえで入札したものととして取扱います。

(3) 物件に係る各制限法令及び土地等売買契約書（案）等については、十分に御確認ください。

（土地等売買契約書13～15ページ） （物件調書16～20ページ）

5 質問及び回答

(1) 質問の受付

令和元年9月2日（月）から令和元年9月25日（金）午後5時まで

あらかじめ情報配信登録が必要です。（5ページに詳細）

(2) 質問提出方法

ホームページから質問書をダウンロードします。事務局のメールアドレスへ質問書を添付して電子メールを送信してください。送付の際は、件名を「医師公舎跡地に関する質問について」とします。なお、不着等の事故を防ぐため電子メール送信後、電話で送付の旨を連絡してください。

(3) 質問への回答

令和元年10月15日（火）までに、情報配信登録のあるメールアドレスに電子メールで回答します。

(4) 電子メール送信先及び電話連絡先

病院総務室 shomu@mhp.suita.osaka.jp

06-6387-3311（内線5350、5353）

6 入札参加方法等

(1) 受付期間及び時間

令和元年10月24日（木）から令和元年10月29日（火）まで

土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

市立吹田市民病院 病院総務室（3階）

吹田市岸部新町5番7号

(3) 必要書類

下記ア、イ、ウ、エ、オ、カの書類について不備のないように記入のうえ、押印については、必ず朱肉を使用してください。キ、ク、ケは入札参加申込時に、発行から3か月以内のものを御用意ください。提出書類等はお返ししません。

ア 一般競争入札参加申込書 (25ページ)

イ 入札保証金納付確認書・請求書兼口座振替依頼書 (27ページ)

※ 記入方法は、29ページを参照してください。

ウ 入札保証金を振込んだことを証明する書類(振込みにより納付する場合)

※ イの書類の裏面に貼付してください。

エ 誓約書 (30ページ)

オ 委任状 (32ページ)

※ 入札は代理人に行わせることができます。この場合は、参加申込者本人の委任状(申込者本人の実印と代理人の使用印を押したもの。)を提出してください。

カ 入札書 (34ページ)

※ 記入方法は、36ページを参照してください。

キ 印鑑登録証明書

ク 【法人のみ】登記事項証明書(商業・法人登記)のうち履歴・現在・代表者のいずれかの全部証明

ケ 【個人のみ】住民票(抄本)

申請者本人のみの記載のもので、本籍・続柄の記載は不要です。

(4) 売買契約及び所有権移転登記は、申込書に記載された名義で行います。

共有で登記をお考えの方は、申込書に共有者全員の住所、氏名等を記載してください。

(5) 申込後は、申込書の記載内容の変更は一切できません。申込内容について偽りの記載があるときは、申込みを無効とします。

(6) 入札参加方法(持参のみ)

必要書類を市立吹田市民病院 病院総務室まで、受付期間内に直接持参してください。

入札参加申込み時に封筒をお渡しますので、その場で入札書を封入し、提出していただきます。

郵送、電話、ファックス、インターネット等による受付は行いません。

入札参加受付済証を発行しますので、開札日まで大切に保管のうえ、開札に参加される場合は必ずお持ちください。

(7) 入札の注意事項

ア 入札書には、必ず入札者の住所(法人の場合は所在地)・氏名(法人の場合は法人名及び代表者名)、金額を記入のうえ、入札者本人が入札される場合は入札者の印鑑を、代理人が入札される場合は代理人の氏名も記入のうえ、代理人の印鑑を必ず押印してください。

イ 入札書の金額は、物件の総額をアラビア数字(0, 1, 2…)で記入し、必ず金額の先頭に¥マークを付けてください。

ウ 入札金額の訂正はできません。

エ 入札書を提出した後は、いかなる理由があっても入札書の書換え、差替え、撤回はできません。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 代理人による入札の場合において、委任状を提出していない入札

ウ 入札者若しくはその代理人が、他の入札者の代理人を兼ねた入札

エ 入札保証金が未納又は不足しているにもかかわらず参加した入札

オ 入札書に記名押印がない入札

- カ 入札書に登録印鑑と異なる印鑑で押印された入札
- キ 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- ク 入札金額を訂正した入札
- ケ 入札金額が最低売却価格に満たない入札
- コ 同一入札において、一人が2通以上の入札書を提出した場合、その全部の入札
- サ 所定の入札書によらない入札
- シ 入札に関し、不正な行為、秩序を乱す行為を行った者がした入札
- ス 必要書類の記載内容が一致しない入札又は必要書類に押印した印鑑が一致しない入札
- セ 一般競争入札実施要項の条件や法令等に違反した入札

(9) 入札の中止、保留又は延期

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難となる特別の事情が生じた場合は、入札を中止、保留又は延期することがあります。

(10) 入札申込者に関する情報及び入札申込者数などの問い合わせには、一切お答えできません。

7 開札

開札は公開で行います。入札者及び代理人の参加は任意ですが、各者2名までとします。

(1) 日時

令和元年10月30日(水) 午後3時30分(受付開始 午後3時15分)

(2) 会場

市立吹田市民病院 講堂(1階)

(3) 当日に持参するもの

入札参加受付済証(受付印を押印したもの)

(4) 落札者決定方法

ア 有効な入札のうち、最高価格の入札をした者を落札者とし、開札会場で、落札者の受付番号、氏名及び落札価格を発表します。

イ 落札者となるべき同一価格の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできません。

ウ 当該入札者が開札会場に不在の場合には、代わりに市立吹田市民病院の入札事務に関係のない職員がくじを引きます。

エ 開札結果については、入札の公正性や透明性等の観点から、落札者の氏名並びに落札価格を市立吹田市民病院ホームページ及び病院総務室において、開札後当分の間公表しますので、入札者はこのことを了承したうえで入札してください。

オ 契約内容、契約締結日及び契約保証金等については、開札後に落札者と協議をさせていただきます。

(5) 落札者の提出書類

法人はアの書類を、個人はイの書類を提出してください。

ア 法人の場合

(ア) 会社概要・事業経歴書

(イ) 固定資産税、法人都道府県民税、法人市町村民税の納税証明書(税の滞納がないことの証明書)

(ウ) 定款(複写可)

(エ) 会社案内(パンフレット可)

イ 個人の場合

(ア) 身分証明書(身元証明書)(発行から3か月以内のもの)

本籍地の市区町村の発行する証明書で、「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない」旨（禁治産者、準禁治産者でない则表示されます）及び「破産者で復権を得ない者に該当しない」旨の記載があるものです。

(イ) 登記されていないことの証明書（発行から3か月以内のもの）

法務局（本局）が発行する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨を証するもの。

(ウ) 顔写真入りの身分証明書

パスポート、免許証等

(エ) 固定資産税、都道府県民税、市町村民税の納税証明書（税の滞納がないことの証明書）

8 契約の締結

落札者には、令和元年11月11日（月）から令和元年11月13日（水）までの間に、入札参加申込書に記載された名義（共有の場合は共有者全員の名義及び持分）により売買契約を締結していただきます。

なお、落札者との売買契約締結の可否については、地方独立行政法人市立吹田市民病院理事会の議決により決定します。理事会で了承が得られない場合は契約の締結ができません。

(1) 契約時に持参するもの

ア 印鑑（実印）

イ 売買契約書に貼付する収入印紙（売買代金に応じた金額）

(2) 売買契約の締結及び履行に必要な費用（収入印紙・登録免許税等）及び落札者を義務者として課される公租公課等は、全て落札者の負担となります。

(3) 落札者が令和元年11月13日（水）までに契約を締結しない場合は、既納の入札保証金は返還しません。

(4) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前には、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはありません。

9 契約保証金及び売買契約書に定める義務の履行

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額とし、売買契約の締結と同時に、買受人が納入している入札保証金は、「契約保証金」に充当します。

ただし、入札保証金の額が契約保証金に満たないときは、その差額を契約締結時まで追加納付してください。

- (1) 差額の追加納付は、入札保証金の納付と同様の方法で行ってください。
- (2) 契約保証金は、売買代金完納時に代金の一部として充当します。
- (3) 契約保証金には利息を付しません。
- (4) 買受人が売買契約書に定める義務を履行しないときは、契約保証金は市立吹田市民病院に帰属するものとし、返還できません。
- (5) 買受人が売買契約書に定める義務を履行しないときは、市立吹田市民病院が指定する期間内に買受人が土地を原状に回復して、市立吹田市民病院に引渡すものとします。
- (6) 買受人が売買契約書に定める義務を履行しないことにより、市立吹田市民病院に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

10 売買代金の残金納入方法

売買代金の残金（売買代金から契約保証金の額を差引いた金額）は、売買契約の締結後、令和元年11月29日（金）までに、下記口座への振込みにより納入してください。

三井住友銀行 あじさい支店 普通 4099209
チドク シリツスイタシミンビョウインリジチュウトクダイクロウ

11 所有権の移転及び土地・建物の引渡し

- (1) 売買代金の完納を確認した日に所有権を移転し、現状有姿で土地・建物を引渡します。
- (2) 所有権移転登記は、買受人が行うこととし、病院から所有権移転及び所有権移転登記に必要な書類の引渡しがあった後に、速やかに行ってください。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税等は、買受人の負担となります。

12 その他の注意事項

- (1) 物件は、既存建物や工作物、地下埋設物、その他存置物すべてを現状有姿【あるがままのかたち】で引渡しますので、必ず事前に現地を確認してください。（図面が現状と相違している場合及び物件調書に記載以外の既存工作物や地下埋設物、その他存置物があった場合でも、現状を優先します。）
なお、売買物件を利用するに当たり、それらの除却や改修、地盤改良等が必要であるときは、すべて落札者の費用負担において行っていただきます。また、売買物件の周辺環境についても事前に確認してください。
- (2) 売買物件を利用するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、公序良俗に反することのないようにしてください。また建築確認や開発許可において、建築基準法及び大阪府、吹田市の条例等により、指導が行われる場合がありますので、事前に関係機関に確認してください。
- (3) 売買物件の土地利用に関する隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて落札者において行っていただきます。

(4) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市立吹田市民病院の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とします。

(5) 落札者は、売買契約締結後、物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する「消費者」である場合にあっては、この限りではありません。

(6) 落札者が建物の解体、改修、補修（以下「解体等」という。）を行う場合は、落札者において十分に事前調査を行ってください。

石綿含有建材が使用されている建物の解体等を行う場合には、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく【吹田市への】事前届出、作業基準の遵守、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づく労働基準監督署長への届出が必要になる場合があります。

また、建物の解体等に伴って除去された石綿含有建材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定められた「特別管理産業廃棄物」の「廃石綿等」、又は石綿含有成板などの「石綿含有産業廃棄物」に区分されるため、落札者において同法に基づく適正な処理を行っていただく必要があります。

なお、吹付け石綿等が使用された建物を引き続き使用される場合で、吹付け石綿等から粉じんの発生する恐れがある場合には、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）により、その除去、囲い込み、封じ込め等の対応が必要となります。

(7) 工事に関する事前説明制度により、特定工事（特定建設作業を伴う建設工事）を行う際には事前に住民説明を、また、解体工事を行う際には標識の設置が必要になります。

(お問い合わせ窓口)

【「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」関係】

【「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」関係】

【「工事を行う際の事前説明（吹田市環境の保全等に関する条例）」関係】

【「特定建設作業（騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例）」関係】

下記の吹田市 HP を確認のうえ、お問い合わせください。

URL : <http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kankyohozen.html>

(吹田市環境部環境保全課)

【「石綿障害予防規則」関係】

茨木労働基準監督署にお問い合わせください。

【廃棄物処理関係】

下記の大阪府 HP を確認のうえ、お問い合わせください。

URL : <http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/sanpai/index.html>

(大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課排出者指導グループ)

- (8) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないため市立吹田市民病院に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (9) 所有権移転後の売買物件に対する公租公課は、買受人の負担となります。

13 土地等売買契約書（案）

地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、末尾記載の物件（以下「売買物件」という。）について、次のとおり売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙双方は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、売買物件を現状有姿で乙に売渡すものとする。

（売買代金及びその支払い）

第3条 売買物件の売買代金は、金 円（うち、消費税及び地方消費税相当額金 円）とする。

2 乙は、前項の売買代金を甲の定める方法により、令和元年11月29日までに甲に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約の締結と同時に契約保証金として、金 円を甲に納付するものとする。ただし、乙が入札保証金として既に納付した金 円は、契約保証金の一部（全部）に充当するものとする。

2 乙が、前条第2項に定める義務を履行したときは、契約保証金を無利息で売買代金の一部に充当するものとする。

3 乙が、前条第2項に定める義務を履行しないとき、又は、乙の責めに帰すべき事由により本契約が無効若しくは履行不能となったときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

（契約の解除）

第5条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができるものとする。

（1）乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。

（2）乙が、吹田市暴力団の排除等に関する条例の規定に該当する暴力団及びその関係者と認められるとき。

2 甲は、前項の解除をした場合、契約保証金を返還しないものとする。

3 乙は、第1項の場合において、売買物件に投じた有益費及び必要費、その他の費用があっても、これを甲に請求することはできない。

（所有権移転及び引渡しの時期）

第6条 売買物件の所有権移転及び引渡しの時期は、第3条第2項に定める期日までに乙が売買代金を完納し、かつ、甲がこれを確認した日とする。

2 乙は、建物が経年使用等により毀損、損耗、劣化等が生じているおそれがあることを承知のうえ、引渡しを受けるものとする。

（所有権移転登記及び費用の負担）

第7条 乙は、前条の規定による所有権移転及び引渡しがあった後に、速やかに所有権移転登記の手続を行うものとし、甲は、第6条第1項に定めるものと同時に、これに必要な書類等を乙に引渡すものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第8条 本契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は乙の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第9条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(用途の禁止等)

第10条 乙は、売買物件を次に掲げる用途に使用してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員が、その活動のために利用する用途等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗産業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他それに類する用途等

2 乙は、売買物件の所有権を第三者へ移転する場合は、前項の使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めを反する使用をさせてはならない。

3 乙は、売買物件について第三者に対して権利を設定する場合には、当該第三者に対して第1項の定めを反する使用をさせてはならない。この場合において、乙は第1項の使用の禁止を免れるものではない。

(相隣関係等への配慮)

第11条 乙は、売買物件の引渡し以後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するものとする。

2 乙は、売買物件の利用及び建築物の建築に当たっては、関係機関及び近隣住民等地元関係者との協議、調整等を自らの責任で行うものとする。

3 乙は、工事を行う際の事前説明、工事に伴う騒音、振動等への近隣住民等からの申出に対し、自らの責任で対応するものとする。

(法令等による規制の遵守)

第12条 乙は、売買物件の法令等による規制を承知したうえで、本契約を締結したものであることを確認し、売買物件においての利用、造成、建築物の建築又は第三者への売却に当たっては、当該法令を遵守するものとする。

(原状回復)

第13条 乙は、甲が第5条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他当該物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
- (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。
- (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を取去したうえで甲に返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めるときは、乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。

2 前項第3号ただし書きにより、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰属する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。

3 乙は、第1項第3号ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(安全等への配慮)

第14条 乙が、売買物件の形質変更や建物除却、建築の工事等により、周辺の道路等の施設をき損した場合には、直ちに補修等を行い、安全等に努めるものとする。

(公租公課の負担)

第15条 売買物件の公租公課については、乙名義の納税通知書等によるものは、乙の負担とし、甲に対して請求しないものとする。

(契約費用の負担)

第16条 本契約を締結するために必要な印紙税その他一切の費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第17条 本契約に関する管轄裁判所は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

(疑義の決定)

第18条 本契約に定めのない事項で疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 吹田市岸部新町5番7号
地方独立行政法人市立吹田市民病院
理事長 徳田 育朗 ㊟

乙 住 所

氏 名 ㊟ (実印)

売買物件の表示

1 土地

| 所 在 | 地 番 | 登記地目 | 公簿面積 (㎡) | 実測面積 (㎡) |
|----------|----------|------|----------|----------|
| 吹田市朝日が丘町 | 1268 番 6 | 宅地 | 826.26 | 826.26 |

2 建物

(医師公舎)

| 所 在 | 構造 | 延床面積 (㎡) |
|----------|-----------------|----------|
| 吹田市朝日が丘町 | 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 | 691.59 |

(附属建物)

| 所 在 | 構造 | 延床面積 (㎡) |
|----------|-----------------|----------|
| 吹田市朝日が丘町 | 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 | 28.26 |

1 4 物件調書

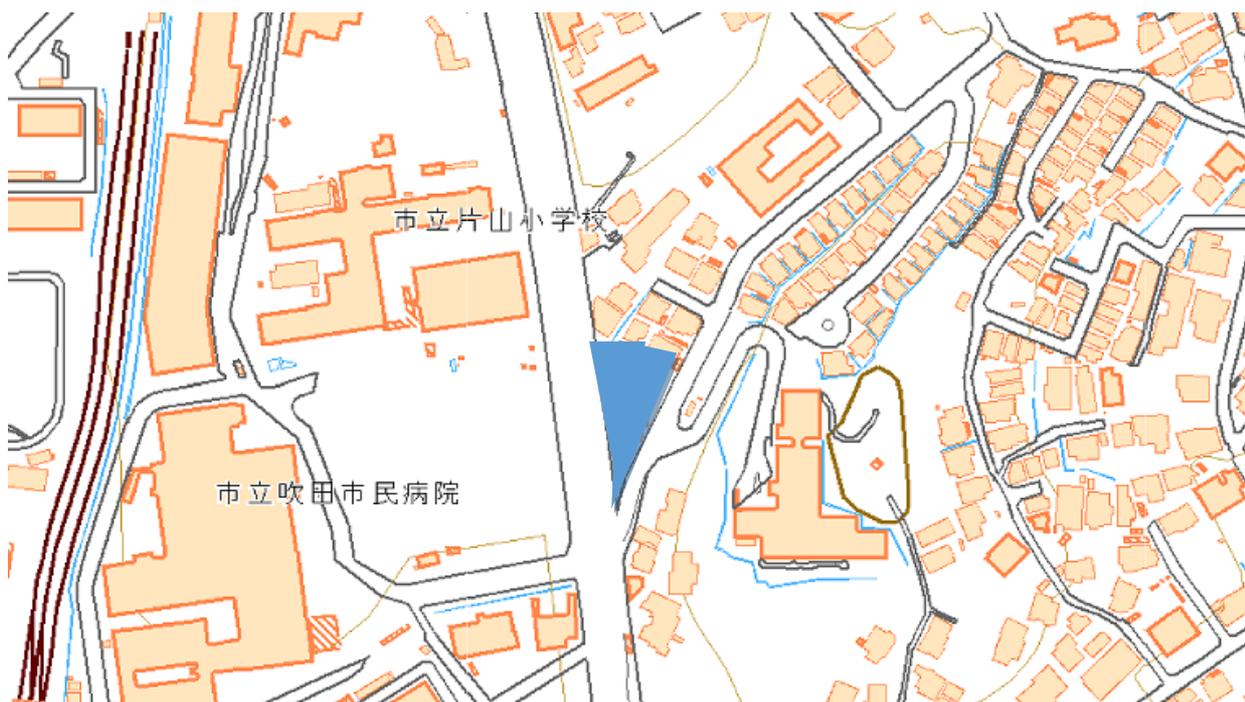
- (1) この物件調書は、入札参加希望者が現地を確認するうえでの参考資料です。入札の前に必ず現地を御確認ください。
- (2) 道路幅員は原則として現況の幅員を表示していますので、建物建築等に伴い必要となる道路後退については関係機関に御確認ください。
- (3) 道路後退等で予め予測されるものについては、各物件調書に表示しておりますが、これ以外についても土地利用形態等により必要となる場合があります。
- (4) 土地利用に必要な接道条件（幅員・連続性等）については、関係機関と十分協議してください。
- (5) 各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用に当たっては、各事業者と十分協議してください。
- (6) 特定家庭用機器再商品化法は「家電リサイクル法」と表示しています。
- (7) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律は「フロン排出抑制法」と表示しています。
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律は「廃棄物処理法」と表示しています。
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法は「PCB 特別措置法」と表示しています。
- (10) 一般社団法人日本消火器工業会が運用する廃消火器リサイクルシステムは「廃消火器リサイクルシステム」と表示しています。

物 件 調 書 (建物付)

| | | | | |
|---|--|--|---|------|
| 1 土地の概要 | | | | |
| 所在地 | 吹田市朝日が丘町1268番6 | 住居表示 | 朝日が丘町17番街区 | |
| 面積 | 826.26 m ² (実測・公簿) | | | |
| 地目 | 宅地 (登記・現況) | | | |
| 交通機関 | J R 京都線「吹田」駅より徒歩約11分 約850m 阪急電鉄千里線「豊津」駅より徒歩約15分 約1.2km | | | |
| 校区 | 市立片山小学校・市立片山中学校 | | | |
| 接面道路の状況 | 西側：市道・幅員約19m・舗装有・0~1m程度低く接面・歩道有 南東側：市道・幅員約7m・舗装有・0~0.7m程度低く接面・歩道無 | | | |
| 法の令制上限 | 内 容 (特記事項参照) | | | |
| | 用途地域等 | 市街化区域・第1種住居地域・準防火地域・25m第3種高度地区 | | |
| | 建ぺい率 | 60% | 容積率 | 200% |
| | 文化財包蔵地 | 吹田市地域教育部文化財保護課 (06-6338-5500) へのヒアリングによると文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。 | | |
| 供給処理施設 | 配管等の状況 | | 照会先及び電話番号 | |
| | 電気 | 関西電力 (株) | 関西電力 (株) 北摂配電営業所 (0800) 777-8015 | |
| | ガス | 当用地に接する道路に埋設有 当用地に引込有 | 大阪ガス (株) リビング事業部北部事務所 (0120) 5-94817 | |
| | 上水道 | 当用地に接する道路に埋設有 当用地に引込有 | 吹田市水道部工務室給水相談グループ (06) 6384-1258 | |
| | 下水道 | 当用地に接する道路に埋設有 当用地に引込有 | 吹田市下水道部水循環室管理担当 (06) 6384-2068 | |
| 《 特記事項 》 | | | | |
| (1) 入札参加希望者は、土地の利用について吹田市開発事業の手続きに関する条例及び関係法令等遵守のこと。詳細については、吹田市都市計画部開発審査室開発条例担当 (06-6384-1974) へお問い合わせください。 | | | | |
| (2) 当該土地については、机上調査を実施し、調査結果の概要は下記のとおりです。 | | | | |
| 年代 | 土地の利用状況 | 汚染のおそれの判断 | 根拠資料 | |
| 昭和38年頃 | 未利用 | なし | 住宅地図 | |
| 昭和47年 | 住宅ほか | なし | 住宅地図 | |
| 昭和57年～現在 | 医師公舎 | なし | 登記簿、住宅地図、 | |
| 2 建物の概要 | | | | |
| 所在地 | 吹田市朝日が丘町1268番6 | 住居表示 | 朝日が丘町17番街区 | |
| (医師公舎) | | | | |
| 用途 | 共同住宅 (医師の宿舎) | | | |
| 構造及び階層 | 鉄筋コンクリート造3階建 | | | |
| 建設年度 | 昭和57年 | | | |
| 延床面積 | 691.59 m ² | | | |

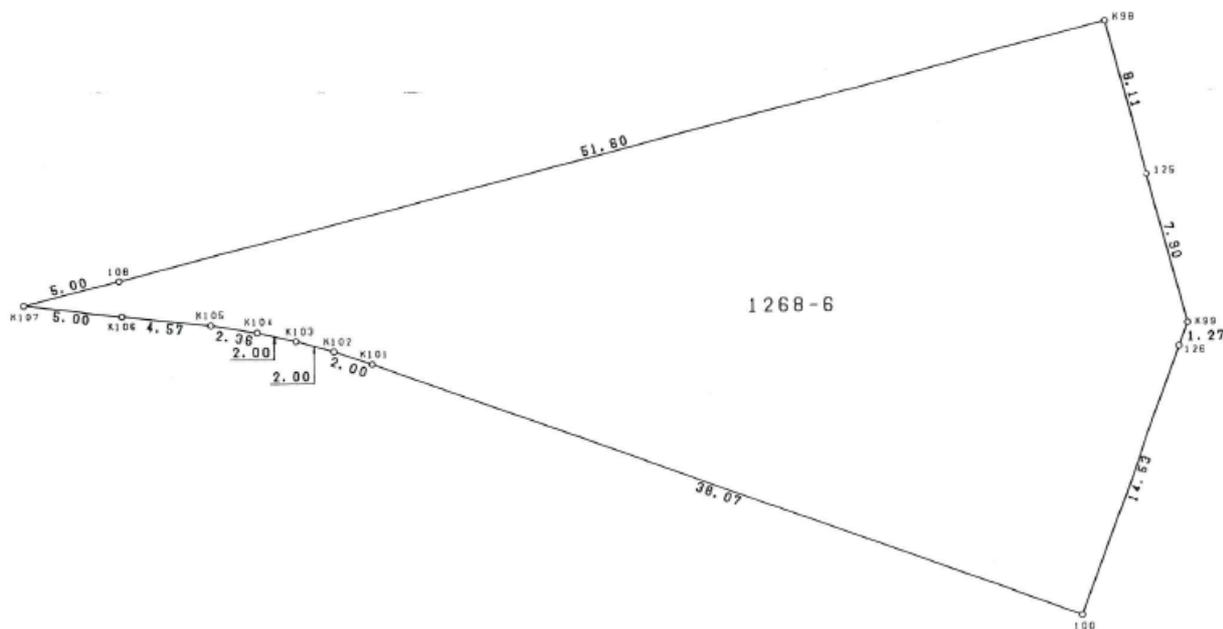
| | |
|---|------------------------------------|
| (附属建物) | |
| 構造及び階層 | 鉄筋コンクリート造平家建 |
| 建設年度 | 昭和 57 年 |
| 延床面積 | 28.26 m ² |
| <p>《 特記事項 》</p> <p>(1) 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。</p> <p>(2) 耐震診断は実施しておりません。</p> <p>(3) 本件建物、諸設備及び工作物は、建築時期より相応の年数が経過しており、経年使用等により、目視できない部分にも毀損・損耗・劣化等が見込まれます。</p> <p>(4) 建物建築時の竣工図面等は、所定の手続きにより、市立吹田市民病院に開示を請求できますが、すべての図面が揃っているわけではありません。なお、図面は参考であり、現状が異なる場合は、現状を優先します。</p> <p>(5) 建物、諸設備及び工作物を取壊し処分する際には、「廃棄物処理法」等の法令に基づき、基礎、杭部分や埋設管等まで適切に処理してください。</p> <p>(6) 建物内に一部動産があります、現状有姿による売却ですので、これらについてもあるがままの引渡しとなります。なお、エアコン等を処分する際には、「フロン排出抑制法」及び「家電リサイクル法」に基づいて適切に処理してください。また、消火器を処分する際には、「廃消火器リサイクルシステム」を参考にして適切に処理してください。</p> <p>(7) 敷地内の看板 3 基については、売買対象に含まれるものとし、売却後は、落札者の責任と負担において、適切に解体、管理等を行ってください。また、北側隣接地の工作物(柵)の一部が対象地に越境している疑いがありますが、当該越境解消等に向けては買受後に地権者等との協議を行ってください。</p> <p>(8) 本件建物の石綿(アスベスト)使用の有無に係る事前調査は実施しており、当該調査結果の該当部分については所定の手続きにより、市立吹田市民病院に開示を請求できます。したがって、本件建物の解体・改修・補修等を行う場合には、石綿含有建材等について、当該調査結果を踏まえ、「大気汚染防止法」、「労働安全衛生法」に基づく「石綿障害予防規則」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等の規定に基づく所定の手続きを行ったうえで適切に工事を行ってください。詳しくは 12 ページの「12 その他の注意事項 (6)」を御覧ください。</p> <p>(9) 売買契約締結後、引渡し物件に隠れた瑕疵(かし)が発見されても、その担保責任は一切負いません。</p> | |
| 3 現地見学会 | 令和元年 9 月 17 日(火) 午前 10 時から午後 3 時まで |
| 4 最低売却価格 | 金 1 3 5, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 5 入札保証金 | 入札する金額(入札書に記入する金額)の 5%以上の金額 |

位置図等

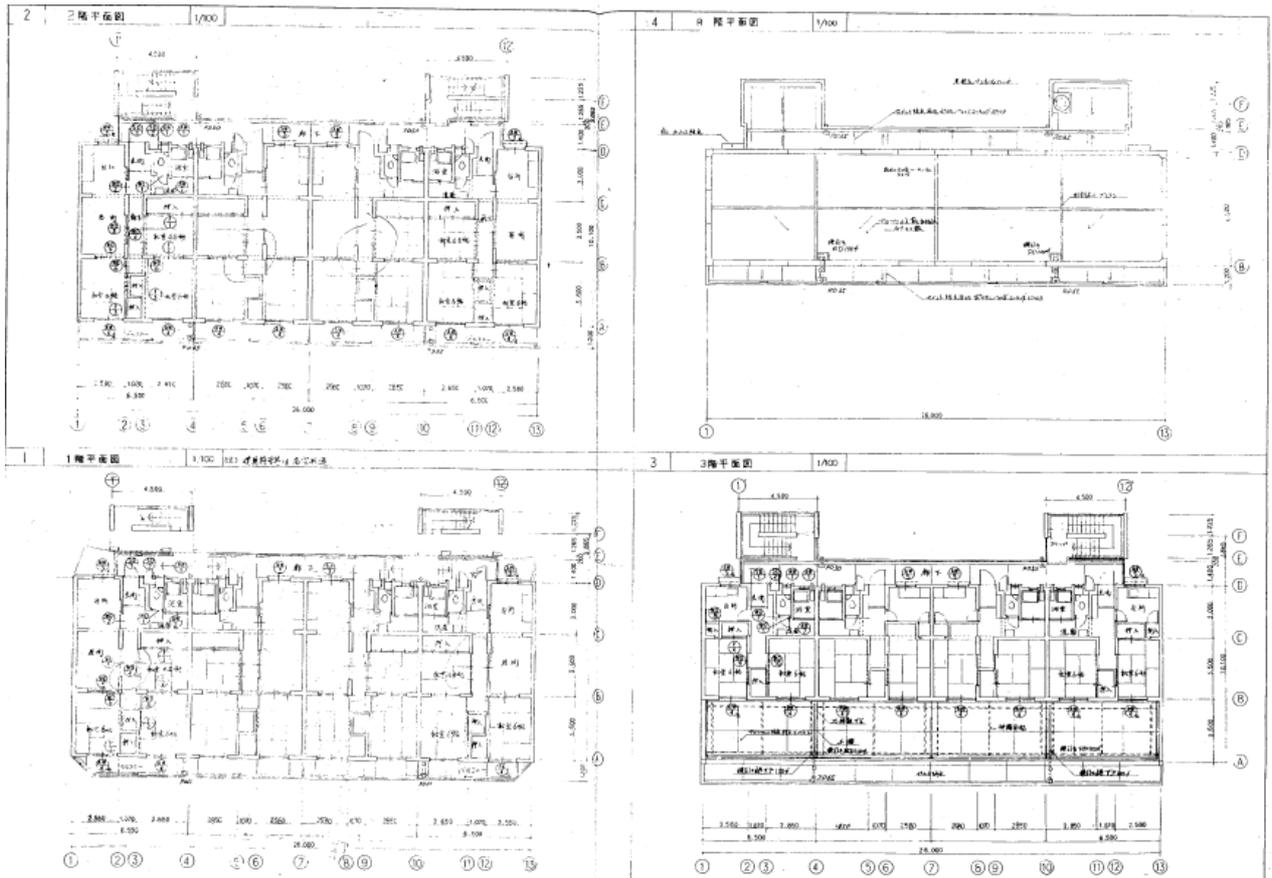


(国土地理院の電子地図を使用)

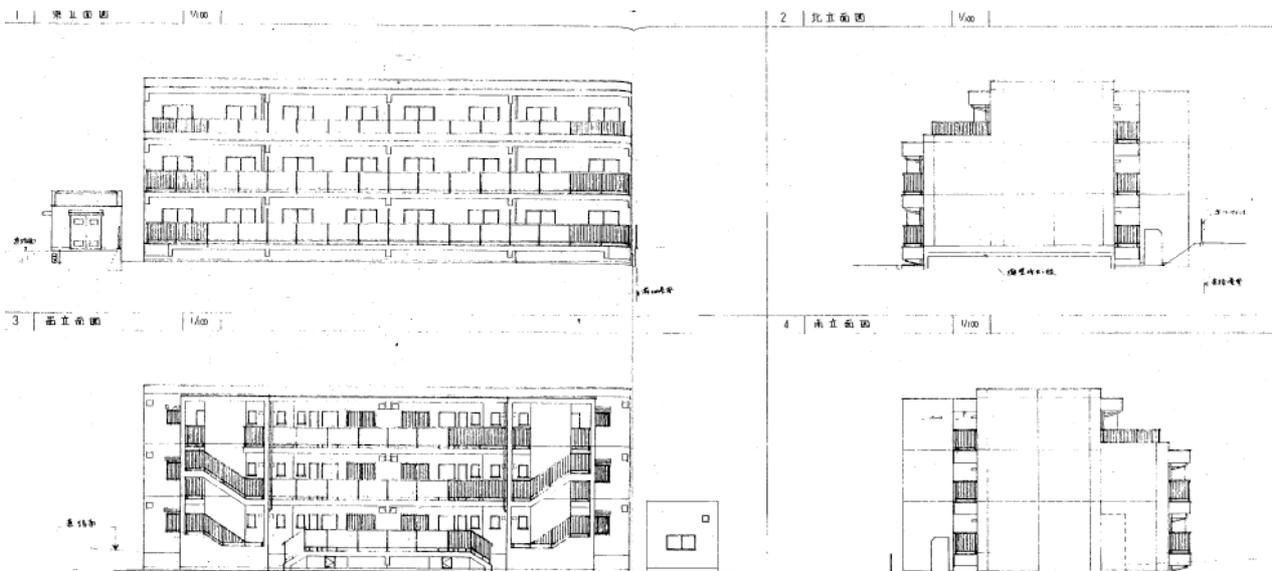
丈量図



平面图



立面图



第4 各種様式

用紙をはずしていただくか、コピーをお取りいただき、必要事項の記入、押印のうえ、入札受付期間内に市立吹田市民病院 病院総務室（3階）までお持ちください。

空白ページ

(様式1)

令和元年 月 日

地方独立行政法人市立吹田市民病院 理事長 宛

所在地 _____

法人名（個人の場合は記載不要） _____

代表者（個人の場合は氏名） _____

情報配信登録書

令和元年9月2日付けで公募された「旧医師公舎跡地等売却」の一般競争入札への情報配信登録及び関係資料の提供を申請します。

【連絡先】 所属部署

氏名

電話番号

FAX 番号

E-mail

※【連絡先】には担当者の所属部署、氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレスを記入してください。

空白ページ

(様式2)

| | |
|------|---|
| 受付番号 | ※ |
|------|---|

(※は記入しないでください。)

一般競争入札参加申込書

令和元年10月 日

地方独立行政法人市立吹田市民病院 理事長 宛

私は、市立吹田市民病院における下記物件の一般競争入札について、次の事項を誓約し、必要書類等を添えて、次のとおり申し込みます。

誓約事項

1. 旧医師公舎跡地等売却一般競争入札実施要項第3の1参加資格の(2)欠格事項ア～キに該当しません。
2. 旧医師公舎跡地等売却一般競争入札実施要項及び土地等売買契約書の記載内容、及び売買物件の現状、法令等の規制等をすべて承知のうえで参加します。
3. 落札し買受けた場合は、土地利用に関する隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて私が行うことを承知します。

入札物件

| 物件 | 所在地番 |
|-------------------|----------------|
| 旧医師公舎跡地 ※現況建物付 | 吹田市朝日が丘町1268番6 |

申込者及び共有の場合の代表者 (法人の場合は代表者名も記入してください。)

| | | | |
|------------------------|--------|--------|--|
| 住 所 (所在地) | | | |
| (フリガナ) 氏 名 (法人名) | ㊟ (実印) | | |
| 電話番号 | | 担 当 者 | |
| FAX番号 | | 担当者連絡先 | |

共有者 (共有名義とする場合のみ)

| | | | |
|------------------------|--------|--------|--|
| 住 所 (所在地) | | | |
| (フリガナ) 氏 名 (法人名) | ㊟ (実印) | | |
| 電話番号 | | 担 当 者 | |
| FAX番号 | | 担当者連絡先 | |

※3名以上の共有名義とする場合は、裏面に必要事項(住所・氏名・連絡先電話番号等)を追記のうえ、実印を押印してください。

空白ページ

(様式3)

入札保証金納付確認書 請求書兼口座振替依頼書

令和元年10月 日

地方独立行政法人市立吹田市民病院 理事長 宛

入札者
住所
(所在地)

氏名 ㊟ (実印)
(法人名・代表者名)

代理人 (代理人による入札の場合は、入札者の住所、氏名を記入のうえ、代理人の住所、氏名も記入し、委任状に押印したものと同一印を押してください。)

住所
(所在地)

氏名 ㊟ (使用印)
(法人名・代表者名)

下記の金額を市立吹田市民病院が実施する一般競争入札 (旧医師公舎跡地等売却) の入札保証金として納付しました。

| 納付した入札保証金 (¥マークをつけてください) | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | | | | | |

(振込みにより納付した場合は、「振込んだことを証明する書類」を裏面に添付してください。)

落札者とならなかった場合等により、納付した入札保証金を返還するときは、下記の口座に振込んでください。(ゆうちょ銀行の場合、振込用の店名・預金種目・口座番号を記入してください。)

| | | | | |
|-------------|------------------------|------|--------|----|
| 振 込 先 | 銀行名 | 銀行 | 支店名 | 支店 |
| | 口座種別 | 口座番号 | 口座名義人 | |
| | 普通・当座 貯蓄・その他 () | | (フリガナ) | |

空白ページ

<記入例>

(様式3)

入札保証金納付確認書 請求書兼口座振替依頼書

令和元年10月24日

地方独立行政法人市立吹田市民病院 理事長 宛

入札者

住所 吹田市〇町〇丁目〇番〇号
(所在地)

氏名 吹田株式会社
(法人名・代表者名) 代表取締役 吹田太郎 ←㊟(実印)

※代理人が入札する場合でも入札者の実印が必要です。

代理人 (代理人による入札の場合は、入札者の住所、氏名を記入のうえ、代理人の住所、氏名も記入し、委任状に押印したものと同一印を押してください。)

住所 吹田市〇〇台〇丁目〇番〇号
(所在地)

氏名 吹田次郎 ←㊟(使用印)
(法人名・代表者名)

下記の金額を市立吹田市民病院が実施する一般競争入札 (旧医師公舎跡地等売却) の入札保証金として納付しました。

| 納付した入札保証金 (¥マークをつけてください) | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | ¥ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(振込みにより納付した場合は、「振込んだことを証明する書類」を裏面に添付してください。)

落札者とならなかった場合等により、納付した入札保証金を返還するときは、下記の口座に振込んでください。(ゆうちょ銀行の場合、振込用の店名・預金種目・口座番号を記入してください。)

| | | |
|-------------|--------------------------------|------------------------|
| 振 込 先 | 銀行名 吹田 銀行 | 支店名 〇〇 支店 |
| | 口座種別 普通・当座 貯蓄・その他 () | 口座番号 1234567 |

空白ページ

(様式4)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私は、旧医師公舎跡地等売却一般競争入札実施要項第3の1参加資格の(2)欠格事項ア～キに該当しません。
- 2 私は、市立吹田市民病院が吹田市暴力団の排除等に関する条例に基づき、公共工事その他市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知しています。
- 3 私は、一般競争入札実施要項第3の1参加資格の(2)欠格事項オ 吹田市暴力団の排除等に関する条例の規定に該当する暴力団及びその関係者の該当の有無を確認するため、市立吹田市民病院から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 4 私は、本誓約書及び役員名簿等が市立吹田市民病院から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 5 私が本誓約書3に該当する事業者であると市立吹田市民病院が大阪府警察本部から通報を受け、又は市立吹田市民病院の調査により判明した場合は、市立吹田市民病院が吹田市暴力団の排除等に関する条例及び吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づき、その旨を公表することに同意します。

地方独立行政法人市立吹田市民病院 理事長 宛

令和元年10月 日

申込者及び共有の場合の代表者 (法人の場合は代表者名も記入してください。)

| | | | |
|------------------------|--------|--------|--|
| 住 所 (所在地) | | | |
| (フリガナ) 氏 名 (法人名) | ㊟ (実印) | | |
| 電話番号 | | 担 当 者 | |
| FAX 番号 | | 担当者連絡先 | |

共有者 (共有名義とする場合のみ)

| | | | |
|------------------------|--------|--------|--|
| 住 所 (所在地) | | | |
| (フリガナ) 氏 名 (法人名) | ㊟ (実印) | | |
| 電話番号 | | 担 当 者 | |
| FAX 番号 | | 担当者連絡先 | |

※3名以上の共有名義とする場合は、裏面に必要事項(住所・氏名・連絡先電話番号等)を追記のうえ、実印を押印してください。

空白ページ

(様式5)

委任状

地方独立行政法人市立吹田市民病院 理事長 宛

(代理人) 住 所

氏 名

㊟ (使用印)

私は、上記の者を代理人と定め、下記物件の一般競争入札及びこれに付随する一切の権限を委任します。

入札物件

| 物件 | 所在地番 |
|-------------------|----------------|
| 旧医師公舎跡地 ※現況建物付 | 吹田市朝日が丘町1268番6 |

令和元年10月 日

(本人) 住 所

氏 名

(法人名・代表者名)

㊟ (実印)

(注) 代理人の印は、必ず入札において使用するものと同一の印を押印してください。

空白ページ

(様式6)

入 札 書

令和元年10月 日

地方独立行政法人市立吹田市民病院 理事長 宛

入 札 者
住 所
(所在地)

氏 名 ㊟ (実印)
(法人名・代表者名)

代 理 人 (代理人による入札の場合は、入札者の住所、氏名を記入のうえ、代理人の住所、氏名も記入し、委任状に押印したものと同一印を押してください。)

住 所
(所在地)

氏 名 ㊟ (使用印)
(法人名・代表者名)

1. 物 件

| 物件 | 所在地番 |
|-------------------|----------------|
| 旧医師公舎跡地 ※現況建物付 | 吹田市朝日が丘町1268番6 |

2. 金 額

| | 十億 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|--|----|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | |

※金額は物件の価格をアラビア数字で記入のうえ、金額の先頭に「¥」マークを付してください。金額の訂正はできません。

旧医師公舎跡地等売却一般競争入札実施要項の記載内容、売却物件の現状、法令上の規制等を承知のうえで、上記のとおり入札します。

空白ページ

(様式6) <記入例>

入 札 書

令和元年10月24日

地方独立行政法人市立吹田市民病院 理事長 宛

入 札 者

住 所 吹田市〇〇町〇丁目〇番〇号
(所在地)

氏 名

吹田株式会社
(法人名・代表者名) 代表取締役 土地太郎

←④ (実印)

代理人が入札する場合→代理人 (代理人による入札の場合は、入札者の住所、氏名を記入のうえ、代理人の住所、氏名も記入し、委任状に押印したものと同一印を押してください。)

住 所 吹田市〇〇台〇丁目〇番〇号
(所在地)

氏 名

吹田次郎
(法人名・代表者名)

←④ (使用印)

※代理人が入札する場合は、入札者の実印は不要です。

1. 物 件

| 物件 | 所在地番 |
|-------------------|----------------|
| 旧医師公舎跡地 ※現況建物付 | 吹田市朝日が丘町1268番6 |

2. 金 額

| | 十億 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|----|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| ¥ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※金額は物件の価格をアラビア数字で記入のうえ、金額の先頭に「¥」マークを付してください。金額の訂正はできません。

旧医師公舎跡地等売却一般競争入札実施要項の記載内容、売却物件の現状、法令上の規制等を承知のうえで、上記のとおり入札します。

空白ページ

空白ページ

市立吹田市民病院（新病院）周辺案内図



お問い合わせ、各種書類提出先

市立吹田市民病院 病院総務室（3階）

吹田市岸部新町5番7号（JR岸辺駅北側）

〈電話〉06-6387-3311（内線5350、5353）

〈FAX〉06-6380-5825

〈電子メール〉shomu@mhp.suita.osaka.jp

〈ホームページアドレス〉<https://www.suitamhp.osaka.jp>